

平成 19 年 8 月 6 日

**「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」における
検討課題に関する提案の募集**

総務省では、平成 19 年 8 月 2 日（木）から「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（座長：根岸 哲 甲南大学法科大学院教授）を開催しています。

今般、同懇談会における今後の検討に資するため、以下のとおり平成 19 年 9 月 7 日（金）までの間、広く皆様から検討課題に関して提案を募集いたします。

1 趣旨

情報通信審議会において、2011 年の地上テレビジョン放送のデジタル化による空き周波数帯の有効利用のための技術的条件について、平成 19 年 6 月に一部答申が取りまとめられ、携帯端末向けマルチメディア放送に供するための周波数帯域が提言されました。

世界各国において、携帯端末向けマルチメディア放送への取組が始まりつつある中、「ワンセグ」で先行した我が国が本分野でイニシアチブを取ることは、国際競争力強化の観点からも非常に重要と考えています。

総務省では、マルチメディア放送について、事業化に向けたビジネスモデルや社会的役割の在り方、それを踏まえた制度的・技術的課題についての検討を行い、2011 年以降速やかにサービスが提供されるよう制度環境の整備に資することを目的として、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（座長：根岸 哲 甲南大学法科大学院教授）を平成 19 年 8 月 2 日（木）から開催しています。

今般、同懇談会において、今後検討すべき課題の整理を行い検討を深めていくため、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関する以下の各分野において、今後検討が必要と思われる課題について提案を募集いたします。

なお、詳細については、別紙の募集要領をご覧ください。

2 提案募集項目

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関する以下の各分野において、今後検討が必要と思われる課題について提案を募集いたします。

- (1) 制度分野：(例) 免許主体、免許の単位などの免許の在り方 等
- (2) 技術分野：(例) マルチメディア放送サービスに適用すべき技術方式 等
- (3) ビジネスモデル分野：(例) 具体的に想定されるビジネスモデル 等
- (4) その他：(例) 国際競争力強化の観点から、我が国がイニシアチブを取るための課題。視聴者の観点からマルチメディア放送に何が期待されるか。 等

3 今後の予定

寄せられた提案を踏まえ、今後検討すべき論点の整理を行い、第 2 回以降の懇談会で議論を深めていく予定です。

<関係資料>

- 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の開催
(平成19年7月31日)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070731_4.html

- 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」第1回資料
(平成19年8月2日)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/mobile_media/070802_2.html

<お問い合わせ先>

総務省 情報通信政策局 地上放送課

(担当: 笹山主査、渡邊官)

電 話 : 03-5253-5791 (直通)

FAX : 03-5253-5794

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」

検討課題提案募集要領

1 検討課題提案募集の対象

情報通信審議会において、2011年の地上テレビジョン放送のデジタル化による空き周波数帯の有効利用のための技術的条件について、平成19年6月に一部答申が取りまとめられ、携帯端末向けマルチメディア放送に供するための周波数帯域が提言されました。

世界各国において、携帯端末向けマルチメディア放送への取組が始まりつつある中、「ワンセグ」で先行した我が国が本分野でイニシアチブを取ることは、国際競争力強化の観点からも非常に重要と考えています。

総務省では、マルチメディア放送について、事業化に向けたビジネスモデルや社会的役割の在り方、それを踏まえた制度的・技術的課題についての検討を行い、2011年以降速やかにサービスが提供されるよう制度環境の整備に資することを目的として、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」（座長：根岸 哲 甲南大学法科大学院教授）を開催しています。

今般、同懇談会において、今後検討すべき課題の整理を行い検討を深めていくため、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関する以下の各分野において、今後検討が必要と思われる課題について提案を募集いたします。

- (1) 制度分野：(例) 免許主体、免許の単位などの免許の在り方 等
- (2) 技術分野：(例) マルチメディア放送サービスに適用すべき技術方式 等
- (3) ビジネスモデル分野：(例) 具体的に想定されるビジネスモデル 等
- (4) その他：(例) 国際競争力強化の観点から、我が国がイニシアチブを取るための課題。視聴者の観点からマルチメディア放送に何が期待されるか。 等

2 提案書の提出方法

提案は様式に従い書面により、日本語にて提出してください。また、提出者の氏名・住所（法人又は団体の場合は、名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレスを明記の上、平成19年9月7日（金）午後5時までに郵送（当日必着）、FAX又は電子メールにより提出してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報通信政策局地上放送課 懇談会担当あて

※ 平成19年9月7日（金）必着

※ 併せて提案の内容を保存した記録媒体を添えて提出するようお願いします。記録媒体の条件は以下のとおりです。

ア 記録媒体：CD-R又はCD-RW

イ ファイル形式：テキストファイル又はマイクロソフト社Wordファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

ウ 記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体については、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5794

総務省情報通信政策局地上放送課 懇談会担当あて

※ 担当あて電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データにより送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：chi_jouka_atmark_soumu.go.jp

総務省情報通信政策局地上放送課 懇談会担当あて

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接提案の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は原則としてテキストファイル又はマイクロソフト社Wordファイルとし、他の形式にする場合は、担当にお問合せください。）として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっておりますので、それを超える場合はファイルを分割するなどして提出してください。

3 留意事項

- ・ 提案が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された提案は、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) 等に掲載公表の予定です。公表することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるものであり、非公表を希望する場合は、その旨を明記ください。
- ・ 提案を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表いたします。公表に際し、匿名を希望される場合は、その旨を明記ください。
- ・ 提案を提出された方には、別途懇談会においてヒアリング等をお願いすることもあります。
- ・ 提案に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

提案書

平成 年 月 日

総務省情報通信政策局地上放送課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名※注1

電話番号

電子メールアドレス

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。(※注2)

1 制度分野
2 技術分野
3 ビジネスモデル分野
4 その他

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 該当欄のみ記入ください。記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意ください。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載してください。